## 条 例 見 直 し 調 書

		<i>ll</i> =	成年度	平成30年度	次回見直し予定	平成 35 年度
R	/Til A				次回見直じ了足	十八 55 千尺
条 ————————————————————————————————————	例 名	神奈川県子ども・子育て支援推進条例				
条	例 番 号	平成19年神奈川県条例第6号 法規集 第6編第2章第3節の3				
所	管 室 課	福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課				
条 	例の概要	子ども・子育て支援について、基本理念を定め、並びに県、事業者、子ども・ 子育て支援機関等及び県民の責務を明らかにするとともに、子ども・子育て支 援を推進するための基本となる事項を定めている。				
	視 点	検	討	内 容		備 考
	必要性 現在でも 必要な条 例か。	少子化の進行ととも 方の多様化、地域のつる 境が大きく変化する中 るための環境整備の必 後も必要な条例である	ながりの: 、県民が: 要性は以	希薄化など、子 安心して子ども	-育てをめぐる環 -を生み育てられ	
検	有効性 現行の内題で解決さるか。	本条例に基づき、県 みが着実に進められて 主的な取組みの促進が ただし、平成 26 年 る法律」が施行される。 性が強く認識されてい していく旨を明確に示 ため、条例への位置づ また、平成 27 年4月 正を踏まえ、従業員のに いる事業者の認証に係 討する必要がある。	い図1なるしけるとれ「4との、ならに、全での、ないので、、いいでは、ないのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、	もに、事業者やおり、有効に材みのとものという。 というないのとものという。 というないではもののという。 というないではもののののではいる。 というないではいる。 といるないではいる。 といるないではいる。 といるないではいる。 といるないではいる。 といるないではいる。 といるないではいる。 といるないではいる。 といるないではいる。 といるないではいる。 といるないではいる。 といるないではいないではいる。 といるないではいる。 といるないではいる。 といるないでは、 といるないでは、 といるないでは、 といるないでは、 といるないでは、 といるないでは、 といるないでは、 といるない。 といるないでは、 といるない。 といる。 といるない。 といる。 といる。 といる。 といるない。 といる。 といる。 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、	対域による自 機能している。 対策の推進に関す 対策の重要 対策を推進 対策を担保する が 対策を担保する が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	
	効率性 現行の内容で効率 的といえるか。	本条例に基づき、県1 に展開されるとともに 育て支援月間などの枠も・子育て支援の取組 容になっている。	、事業者	の認証制度、表示、事業者や団	表彰、子ども・子 体等による子ど	
討	基本合性のなが適いのなが適いなが、法性のなが適いを対した。	本条例は、「かながれる「子ども・子育てを」とする子ども・家庭へは 進するためのものである。 本条例は、子ども・ 並びに見りませる。	支える社: の対応」: り、県政 子育て支	会環境の整備」など、子ども・の基本方針に近	や「支援を必要 子育て支援を推 適合している。 基本理念を定め、	
	憲法、法令に抵触しない。	並びに県、事業者、子のを明らかにするとともの基本となる事項を定ものではない。	に、子ど	も・子育て支援	を推進するため	

	その他				
	1	改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。		理由等	
	2	改正・廃止	この必要はない。運用の改善等を検討する。	県として子どもの貧困対策を推進す	
見	3	改正を検討する。運用の改善等の必要はない。		る旨を明確に示し、取組みの実効性や継続性を担保するため、条例への位置づけ を検討する必要がある。	
直	4	改正及び運用の改善等を検討する。			
	5	廃止を検討する。			
/ <sub>*</sub> +				また、次世代育成支援対策推進法の改   	
結				正を踏まえ、従業員のための子ども・子	
果				育て支援を制度化している事業者の認	
				証に係る規定を整理するため、条例の改	
				正を検討する必要がある。	